

# 所得税・市県民税の申告相談

申告相談期間は2月16日～3月15日

所得税の確定申告、市県民税の申告相談期間は2月16日から3月15日です。

養父市での申告相談は、従来どおりの申告相談ができるように準備を進めています。申告相談の日程等は次のとおりです。

## ◎申告相談の期間

2月16日(水)～3月15日(火)

## ◎申告相談の会場

・八鹿文化会館2階展示室  
 ・やぶ生涯学習センター 農業技術研修室  
 ・大屋公民館研修室

## ◎雑損・医療費・寄付金の控除

台風災害にあわれた方や一定額以上の医療費を支払われた方、寄付金を支払われた方は控除が受けられる場合があります。

## ◎事前集合指導の開催

年金所得者を中心に、次の日程で事前に申告相談を行います。該当される方はお越しください。



2月4日(金)／やぶ生涯学習センター  
 2月7日(月)、2月8日(火)／八鹿文化会館

## ◎市県民税の申告

申告がない場合、収入のない方なのか、申告していない方なのか判断がつかず、所得証明書の発行ができなくなります。

また、国民健康保険加入者の方は、軽減措置該当者でありながら、この軽減を受けることができない場合がありますので、所得の有無にかかわらず申告してください。

## ◎市県民税申告書の提出

平成17年度分市県民税の申告書は、2月上旬に各区長さまを通じて配付する予定です。「申告書の書き方」をよく読んで、3月15日までに提出してください。

## ◎和田山税務署

「土・日・祝日は閉庁します」  
 和田山税務署は、申告期間中の土・日曜日、祝日は閉庁となります。

## ◆申告相談に関するお問い合わせは...

和田山税務署 (☎672-13171)、養父市役所税務課 (☎662-13164)、養父地域局振興課 (☎664-10281)、大屋地域局振興課 (☎669-10120)、関宮地域局振興課 (☎667-13500)

# 4商工会が合併契約に調印

総会で4月1日の合併が正式決定

市内の4商工会(八鹿町商工会・養父町同・大屋町同・関宮町同)の合併契約調印式が12月15日、八鹿町国木のこざくらで開かれました。

式典では、合併協議の経過と合併契約書の説明がされた後、来賓と各商工会関係者ら約40人が見守る中、4商工会長が合併期日を4月1日とする合併契約書に調印。これを受けて、各商工会は臨時総会を開催し、それぞれ合併議案が承認され合併が正式決定されました。

連携に対するアンケート調査を実施するなど合併に向けた調査と協議を進めていました。昨年4月に合併に関する基本協定書を締結し、7月1日には養父市商工会合併協議会を発足。合併方式や新商工会将来計画の策定など21の協定項目を協議してきました。合併協定項目の基本協議の結果は次のとおり。



合併調印を終え、握手を交わす4商工会長

- ①合併の方式に関する事
  - ②合併の時期に関する事
  - ③新商工会の名称に関する事
  - ④新商工会の事務所の位置に関する事
  - ⑤商工会の将来計画に関する事
- 商工会の事務所は本所と支所を設置する。本所については、行政機構、会館の規模等を考慮し、「養父市八鹿町八鹿1672番地」に置く。支所は本所以外の各商工会に置く。
- ⑤商工会の将来計画に関する事  
 新商工会のビジョン「養父市新商工会の将来像」を指針とする。